

廃棄物海洋投入処分変更許可申請書	
銚 漁 第 453 号 令和 4 年 12 月 26 日	
環境大臣 西村 明宏 殿	
申請者 住 所 千葉県銚子市川口町 2-6528-3 氏 名 千葉県銚子漁港事務所長 小林 達也 (法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)	
第 10 条 の 10 第 1 項 第18条の2第3項において準用する同法第10条の10第1項 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定により、廃棄物海洋投入処分の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：片貝漁港における航路及び泊地しゅんせつによって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。別紙-1 のとおり
許可の年月日	2020 年 5 月 18 日
許可番号	20-003
△変更の内容	海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類 別紙-2 のとおり、しゅんせつ区域について追加変更を申請する。
	廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画 別紙-3 のとおり、廃棄物の数量について変更を申請する。
	廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画 変更なし
△変更の理由	別紙-4 のとおり、利用者から水深確保の要請があるため変更を申請する。
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

